

第一級海上無線通信士  
 第二級海上無線通信士「法規」試験問題  
 第三級海上無線通信士

20問 2時間30分

A - 1 総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者を電波法（第5条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 電気通信事業法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ぜられたことがある者
- 4 無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないとして、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ぜられたことがある者
- 5 無線従事者の免許を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

A - 2 次の記述は、無線局の免許の承継について、電波法（第20条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

免許人について相続があったときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。

免許人（□に規定する無線局の免許人を除く。以下同じ。）たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の□Aを承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の□Aを承継した法人は、□B。

免許人が無線局をその用に供する事業の□Aの譲渡しをしたときは、譲受人は、□B。

船舶局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を□Cに変更があったときは、変更後船舶を□Cは、□D。

	A	B	C	D
1	全部又は一部	総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	所有する者	免許人の地位を承継する
2	全部又は一部	免許人の地位を承継する	所有する者	免許人の地位を承継する
3	全部又は一部	総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	運行する者	総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる
4	全部	免許人の地位を承継する	運行する者	総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる
5	全部	総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	運行する者	免許人の地位を承継する

A - 3 次の記述は、「船舶自動識別装置」の定義を電波法施行規則（第2条）の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「船舶自動識別装置」とは、□Aの無線設備であって、船舶の船名、位置、針路、速度その他の情報を□Bにおいて自動的に□Cする機能を有するものをいう。

	A	B	C
1	船舶局若しくは船舶地球局又は海岸局若しくは海岸地球局	船舶局相互間若しくは船舶地球局相互間又は船舶局と海岸局との間若しくは船舶地球局と海岸地球局との間	送受信
2	船舶局若しくは船舶地球局又は海岸局若しくは海岸地球局	船舶局相互間若しくは船舶地球局相互間又は船舶局と海岸局との間若しくは船舶地球局と海岸地球局との間	識別
3	船舶局又は海岸局	船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間	送受信
4	船舶局又は海岸局	船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間	識別
5	船舶局	船舶局相互間	送受信

A - 4 電波法施行規則（第 28 条）の規定により A 1 海域及び A 2 海域のみを航行する船舶の義務船舶局に備え付けなければならない無線設備の機器に該当しないものを下の番号から選べ。

- 1 超短波帯（156MHz を超え 157.45MHz 以下の周波数帯をいう。）の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器
- 2 中短波帯（1,606.5kHz を超え 3,900kHz 以下の周波数帯をいう。）の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器
- 3 短波帯（4MHz を超え 26.175MHz 以下の周波数帯をいう。）の無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及び狭帯域直接印刷電信装置による通信（国際航海に従事しない船舶の義務船舶局の場合にあっては、デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信とする。）が可能なものに限る。）の機器
- 4 ナブテックス受信機（F 1 B 電波 518kHz を受信することができるものに限る。）
- 5 船舶自動識別装置の機器（旅客船であって国際航海に従事するもの、総トン数 300 トン以上の旅客船以外の船舶であって国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない総トン数 500 トン以上の船舶の義務船舶局に限る。）

A - 5 次の記述は、船舶局無線従事者証明について、電波法（第 48 条の 2）及び電波法施行規則（第 34 条の 11）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める無線従事者の資格を有し、かつ、次のいずれかに該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う□Aの無線設備の操作又はその監督に関する訓練の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から 5 年を経過していないとき。

の総務省令で定める無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は□Bとする。

A	B
1 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する 総務省令で定める船舶地球局	第一級海上特殊無線技士
2 義務船舶局	第四級海上無線通信士
3 義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める 船舶地球局	第一級海上特殊無線技士
4 海岸局	第四級海上無線通信士
5 船舶局	第一級海上特殊無線技士

A - 6 次の記述は、船舶局の運用について電波法（第 62 条）及び無線局運用規則（第 40 条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

船舶局の運用は、その船舶の□Aに限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第 52 条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

のただし書により入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合
- (2) 総務大臣若しくは総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- (3) □Bの周波数の電波により通信を行う場合
- (4) その他別に告示する場合

A	B
1 航行中	26.175MHz を超え 470MHz 以下
2 航行中	26.175MHz 以上
3 航行中及び航行の準備中	26.175MHz を超え 470MHz 以下
4 航行中及び航行の準備中	26.175MHz 以上
5 航行中及び航行の準備中	470MHz 以上

A - 7 一般通信方法における無線通信の原則について、無線局運用規則（第10条）に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
- 5 無線通信は、できる限り速い通信速度で行うものとする。

A - 8 次の記述は、海上移動業務のデジタル選択呼出通信（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。）における応答について、無線局運用規則（第58条の6）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

自局に対する呼出しを受信したときは、□A□にあつては5秒以上4分半以内に、□B□にあつては5分以内に応答するものとする。

の応答は、次に掲げる事項を送信するものとする。

- (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号  
(5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号

の送信に際して直ちに通報を受信することができないときは、その旨を□C□で明示するものとする。

の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、□D□に自局の希望する代わりの電波の周波数等を明示するものとする。

自局に対する呼出しに通報の周波数等が含まれていないときは、応答には、□D□に自局の使用しようとする電波の周波数等を明示するものとする。

	A	B	C	D
1	海岸局	船舶局	通報の種類	通報の型式
2	海岸局	船舶局	通報の型式	通報の周波数等
3	船舶局	海岸局	通報の型式	通報の型式
4	船舶局	海岸局	通報の種類	通報の周波数等

A - 9 次の記述は、遭難通信について、電波法（第66条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに回答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため□A□無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

無線局は、遭難信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□B□電波の発射を直ちに中止しなければならない。

	A	B
1	周辺にあるすべての	遭難通信を妨害するおそれのある
2	周辺にあるすべての	すべての
3	最も便宜な位置にある	すべての
4	最も便宜な位置にある	遭難通信を妨害するおそれのある

A 10 次の記述は、緊急通信について、電波法（第67条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、□Aに次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

海岸局等は、緊急信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□Aを行う場合を除き、その通信が□Bまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

- | A            | B               |
|--------------|-----------------|
| 1 非常の場合の無線通信 | 自局に関係のないことを確認する |
| 2 非常の場合の無線通信 | 終了する            |
| 3 遭難通信       | 自局に関係のないことを確認する |
| 4 遭難通信       | 終了する            |

A - 11 次の記述は、安全通信について、電波法（第68条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、□A安全通信を取り扱わなければならない。

海岸局等は、安全信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が□Bまでその安全通信を受信しなければならない。

- | A             | B               |
|---------------|-----------------|
| 1 速やかに、かつ、確実に | 終了する            |
| 2 速やかに、かつ、確実に | 自局に関係のないことを確認する |
| 3 確実に         | 自局に関係のないことを確認する |
| 4 確実に         | 終了する            |

A 12 次の記述は、海上移動業務の無線局が無線電話により遭難通報を送信しようとする場合等について、無線局運用規則（第75条の2、第76条及び第77条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線電話により遭難通報を送信しようとする場合には、次の区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、特にその必要がないと認める場合又はそのいとまのない場合には、(1)の事項を省略することができる。

- (1) 警急信号
- (2) 遭難呼出し
- (3) 遭難通報

遭難呼出しは、無線電話により、次の区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (1) メーデー（又は「遭難」） □ A
- (2) こちらは 1回
- (3) □ B 3回

遭難呼出しは、特定の無線局にあててはならない。

遭難呼出しを行った無線局は、できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて、遭難通報を送信しなければならない。

遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。

- (1) メーデー（又は「遭難」）
- (2) □ C
- (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の種類及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項

の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び□ D で示す距離によって表すことができる。

	A	B	C	D
1	1回	遭難した船舶又は航空機の名称又は識別	遭難船舶局の呼出符号又は呼出名称	海里
2	1回	遭難船舶局の呼出符号又は呼出名称	遭難船舶局の呼出符号又は呼出名称	キロメートル
3	3回	遭難船舶局の呼出符号又は呼出名称	遭難した船舶又は航空機の名称又は識別	海里
4	3回	遭難した船舶又は航空機の名称又は識別	遭難した船舶又は航空機の名称又は識別	キロメートル

A - 13 使用を終わった無線業務日誌について、電波法施行規則（第40条）ではどのように規定しているか。正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線局を廃止する日まで保存しなければならない。
- 2 次の定期検査の日まで保存しなければならない。
- 3 使用を終わった日から2年間保存しなければならない。
- 4 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

A - 14 次の記述は、有害な混信について、国際電気通信連合憲章（第45条及び付属書）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、□Aに従って無線通信業務を行う事業体の□Bに有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。

各構成国は、認められた事業体その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に の規定を遵守させることを約束する。

構成国は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が の□Bに有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置をとることの必要性を認める。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は□Aに従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、□Cする混信をいう。

	A	B	C
1	国際電気通信規則	国際電気通信業務	若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害
2	国際電気通信規則	無線通信又は無線業務	若しくは妨害
3	無線通信規則	国際電気通信業務	若しくは妨害
4	無線通信規則	無線通信又は無線業務	若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害

A - 15 次の記述は、局の検査について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第549条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

船舶局又は船舶地球局が寄航する国の□Aは、検査のため、許可書の提示を要求することができる。局の□Bは、この検査が容易となるようにしなければならない。許可書は、要求に際して提示することができるように保管していなければならない。許可書又はこれを発給した当局が認証したその謄本は、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。

検査職員は、権限のある当局が交付した□Cを所持しなければならず、船舶局若しくは船舶地球局を有する船舶又は他の移動体の指揮者又は責任者の請求のあるときは、これを提示しなければならない。

許可書が提示されないとき又は□Dが認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備がこの規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、その設備を検査することができる。

なお、検査職員は、通信士の証明書の提示を請求する権限を有する。ただし、□Eの証明を要求することはできない。

	A	B	C	D	E
1	政府又は権限のある主管庁	責任者	証票	違反	職務上の知識
2	政府又は権限のある主管庁	通信士又は責任者	証票又は記章	明白な違反	職務上の知識
3	政府	通信士又は責任者	証票	明白な違反	技能
4	政府	責任者	証票又は記章	違反	技能

B - 1 次の記述は、遭難通信責任者の配置等について、電波法（第50条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

旅客船又は総トン数□ア以上の船舶であって、国際航海に従事するものの□イには、遭難通信責任者（その船舶における遭難通信、緊急通信及び安全通信に関する事項を□ウする者をいう。）として、総務省令で定める無線従事者であって、□エを受けているものを配置しなければならない。

総務大臣は、 に規定するもののほか、必要があると認めるときは、総務省令により、□オに配置すべき無線従事者の資格（主任無線従事者及び船舶局無線従事者証明に係るものを含む。）ごとの員数を定めることができる。

1	500トン	2	300トン	3	海岸局	4	船舶局	5	義務船舶局	6	無線局
7	統括管理	8	船舶局無線従事者証明	9	担当	10	指定講習				

B - 2 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の機能試験について、無線局運用規則（第5条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

義務船舶局の無線設備（□アによる通信を行うものに限る。）は、□イ以上、□ウ、その機能を確かめておかなければならない。

電波法第35条（義務船舶局等の無線設備の条件）第1号の予備設備を備えている義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局においては、□エ以上、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確かめておかなければならない。

デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、□イ以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

インマルサット高機能グループ呼出受信機（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の条件等）第5項に規定するインマルサット船舶地球局の無線設備を含む。）を備えている義務船舶局においては、□イ以上、□オ、その機能を確かめておかなければならない。

- |                  |              |                     |                   |
|------------------|--------------|---------------------|-------------------|
| 1 狭帯域直接印刷電信装置    | 2 デジタル選択呼出装置 | 3 当該無線設備によって通信連絡を行い |                   |
| 4 毎月1回           | 5 毎週1回       | 6 その船舶の航行中毎日1回      | 7 当該無線設備の試験機能を用いて |
| 8 当該受信機の試験機能を用いて |              |                     |                   |

B - 3 次の記述は、海上移動業務及び海上移動衛星業務において聴守を行わなければならない無線局について、無線局運用規則（第42条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局については、F1B電波□ア、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHzの指定を受けているもの

船舶地球局及び海岸地球局については、総務大臣が別に告示するもの  
船舶局については、次に掲げるもの

- (1) F3E電波156.65MHz又は156.8MHzの指定を受けている船舶局(旅客船又は総トン数□イ以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。)
- (2) 電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により□ウを備える船舶局
- (3) 電波法第33条の規定により□エ受信機を備える船舶局  
海岸局については、F3E電波□オの指定を受けているもの

- |              |                    |             |           |
|--------------|--------------------|-------------|-----------|
| 1 300トン      | 2 500トン            | 3 ナブテックス受信機 | 4 警急自動受信機 |
| 5 デジタル選択呼出専用 | 6 インマルサット高機能グループ呼出 | 7 156.65MHz |           |
| 8 156.8MHz   | 9 2,187.5kHz       | 10 2,182kHz |           |

B - 4 次の記述は、無線局の廃止等について、電波法（第22条から第24条まで、第78条、第113条及び第116条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

免許人(包括免許人を除く。)は、その無線局を□アときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。  
免許人(包括免許人を除く。)が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、□イ以内にその免許状を□ウしなければならない。

無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく□エを撤去しなければならない。

の規定に違反して届出をしない者及び の規定に違反して免許状を□ウしない者は、30万円以下の□オに処する。

の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

- |        |        |        |      |      |      |      |
|--------|--------|--------|------|------|------|------|
| 1 廃止する | 2 廃止した | 3 1箇月  | 4 罰金 | 5 返納 | 6 廃棄 | 7 過料 |
| 8 送信装置 | 9 空中線  | 10 3箇月 |      |      |      |      |

B - 5 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章第16規則）に定める無線通信要員について述べたものである。□□□□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

船舶は、主管庁が認めるところにより、□ア□に関する無線通信について□イ□を有する要員を組み合わせる。当該要員は、□ウ□に定める証明書を有し、場合に応じ、そのうち1人は、□エ□、無線通信について□オ□として指名される。

- |        |          |         |           |               |
|--------|----------|---------|-----------|---------------|
| 1 運行管理 | 2 遭難及び安全 | 3 自国の法令 | 4 無線通信規則  | 5 第一の責任を有する者  |
| 6 知識技能 | 7 資格     | 8 遭難した際 | 9 全責任を負う者 | 10 緊急事態が発生した際 |